

町では、国の「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴い、5月20日から新たな防災情報の運用を開始しています。[詳細は町ホームページをご覧ください。](#)

警戒レベル5は、
安全な避難が難しく、
命が危険な状況です。
発令前に必ず避難して
ください！

警戒レベル4までに、
危険な場所から全員が
避難してください！

**警戒レベル3で、
避難に時間がかかる方は
避難し始めてください!**

※警戒レベル1及び2は変更ありません

■お問い合わせ先 総務課総務管財班 (TEL29-3901)

各自治会でのたんぽ会、お楽しみ会、敬老会などの多くの行事に利用していただくため、令和元年度から「小坂町高齢者地域支え合い体制づくり事業」を実施しています。

令和3年度は、一人当たりの助成額を2,000円に引き上げ、各自治会の事業をさらに応援します。ぜひご活用ください。

自治会が行う事業で、主に75歳以上の方を対象として行う地域支え合い事業(敬老会、たんぽ会、お楽しみ会、康楽館観劇など)

75歳以上(当該年度中に75歳に到達する人を含む)
の在宅者で住民基本台帳に記載されている方

上記の人数×2,000円(年度で1回限り)

自治会長宛てに申請書類等を郵送していますので、必要事項を記入の上、福祉課町民福祉班へご提出ください。

提出期限 6月30日(水)

中学3年生までのお子さんがいる方で、「児童手当」の支給を受けている方は、現況届の提出が必要です。6月中にお届けする現況届に必要な事項を記入し、6月30日(水)までに提出してください。提出が遅れた場合は、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずにご提出ください。

※注意:受給者が公務員になった場合は、小坂町へ受給事由消滅届を、勤務先へ認定請求書を提出してください。



■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)